

被災沿岸地域の土地利用方針について

1 移転元地の買い取り状況について（H29.1.31現在）

	対象用地	買い取り済み用地	買い取り割合
筆数	5,411筆	3,420筆	63.2%
面積	194.1ha	112.9ha	58.2%

2 移転元地の利活用状況について（H29.1.31現在）

	買い取り済み用地	譲渡済用地	公共事業用地等	一時使用地	利活用未定用地
筆数	3,420筆	54筆	1,982筆	603筆	781筆
面積	112.9ha	1.2ha	65.1ha	17.3ha	29.3ha
割合		1.6%	58.0%	17.6%	22.8%
（上段：筆数，下段：面積）		1.1%	57.7%	15.3%	25.9%

※「公共事業用地等」は、公共事業用地や代替用地など、既に用途が決まっている用地

※「一時使用地」は、公共事業の資材置き場等として一時的な用途が決まっている用地

※「利活用未定用地」は、現時点で用途が決まっていない用地

※「公共事業用地等」及び「一時使用地」には、国や県等と使用貸借契約、民間と賃貸借契約を締結している用地及び市の各部署が申し出により使用している用地がそれぞれ含まれています。

3 片浜地区における移転元地等の集約について

片浜地区では、（4）松崎片浜地区「土地利用に関する意向調査」結果についてでお示ししたとおり、効率的な土地利用を図るため、点在する買い取り済み移転元地の集約化と民間所有地の整序について、その財源とともに復興庁と相談しつつ検討しています。

4 その他の地区における移転元地の利活用について

（1）小泉地区について

小泉地区の本吉町泉や本吉町外尾などにある買い取り済み移転元地は、一定程度連担していることから、企業誘致等の候補地として、これまでも本市に立地を希望する企業等に紹介していますが、地質や地下水等の状況について多く質問されるため、今年度内にボーリング調査や水質試験などを実施することとしています。

（2）その他の地区について

買い取り済みの移転元地は沿岸部に点在しており、これまでも利活用が課題となってお

りましたが、その集約方法は、現時点においても一筆毎の交換のみとなっております。

このことから、市内における買い取り済みの移転元地の点在状況や民間所有地の利用状況等を踏まえ、一定程度集約を行うことにより、利活用が見込まれるエリアを精査し、公共事業の可否、企業誘致を含めた民間活用について検討してまいります。

5 今後の見通しについて

買い取り済みの移転元地の内、公共事業用地や一時使用地としての利活用が見込まれない「利活用未定用地」については、現況を確認し、境界復元や残存物の撤去を進めながら、譲渡・貸付けに係る公募を実施してまいります。

また、公共事業用地や一時使用地としての利活用が見込まれる用地は、公共事業での使用範囲が確定し、不使用となる部分及び一時使用期間が終了した個所について、「利活用未定地」として、随時、公募に追加してまいります。

なお、民間事業者等から早急に事業用地として取得したい旨の申し出があった場合には、その都度、関係機関に今後の使用の可否を確認するとともに、公募を基本としながらも、近隣の地権者の意向等を確認の上で、必要に応じ、柔軟に財産処分の手続きを進め、復旧・復興の支障とならず、民間の復興にも資するよう引き続き配慮してまいります。